

甲1号

この証明書には「すかし」

| | |
|----------------------------|--|
| 除籍 | (1の1) 個人事項証明 |
| 本籍氏名 | 栃木県那須塩原市東栄二丁目6番 石川 羊一 |
| 戸籍事項 戸籍改製 更正 戸籍消除 | 【改製日】平成13年1月20日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製 【更正日】平成17年1月1日 【更正事項】本籍 【更正事由】平成17年1月1日行政区画変更 【従前の記録】 【本籍】栃木県黒磯市東栄二丁目6番 【消除日】平成22年4月15日 |
| 戸籍に記録されている者 | 【名】絹枝 【生年月日】昭和3年3月20日 【父】 【母】赤池つま 【続柄】女 |
| 除籍 | |
| 身分事項 出生 | 【出生日】昭和3年3月20日 【出生地】栃木県上都賀郡日光町 【届出日】昭和8年3月10日 【届出人】母 【送付を受けた日】昭和8年3月14日 【受理者】栃木県上都賀郡日光町長 |
| 死亡 | 【死亡日】平成22年4月15日 【死亡時分】午前3時31分 【死亡地】栃木県下都賀郡壬生町 【届出日】平成22年4月15日 【届出人】親族 石川皖一 |
| | 以下余白 |

発行番号 2011003126

これは、除籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成23年2月16日

栃木県那須塩原市長 栗川 仁



この証明書には「すかし」などの

不審な加筆を極めてあります

事件番号 平成23年(ワ)第171号
損害賠償請求事件
原告 石川博
被告 石川孝子

答 弁 書

平成23年10月12日

宇都宮地方裁判所大田原支店 御中

被告 石川孝子



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 被告石川孝子に対する原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 請求原因1は、認める。
- 2 請求原因2のとちぎん大田原支店及び、ゆうちょ野崎支店での引き出しは認める。夫石川統一は、胃がんで手術をして母絹枝が亡くなった前日に、退院をしたばかりで体力がありませんでした。そこで、私が夫に頼まれ代わりに、行い、すべて夫に渡しました。
- 3 請求原因3の着物は、古くしみも付いているものでした。高価な貴金属は、見たことがありません。
- 4 請求原因4は、着物、貴金属は窃取していません。
鑑定書も見ることがありません。

第三項 原告の損害に対する答弁

- 1 着物、貴金属を窃取していません。争います。
- 2 以降のことは、私には関係ないことです。

第3 被告の主張

- 1 原告は、私が窃盗を行ったと主張しているが、退院してすぐに母が亡くなり、喪主として、一切をこなさなければならない夫に頼まれ、母から預かった、通帳と印鑑で、おろして夫に渡しただけです。
着物はしみが付いていて、とても着用できるものではなく、鑑定書付の貴金属は見たことがありません。
- 2 原告は、10年以上も母の家には寄り付かず、その間、手術を伴う入院を、3回しましたが、一度も手術に立ち会うこともなく、看病もしたことがありませんでした。
- 4 原告の子供は3人いますが、3人とも、結婚をし、母にすれば孫になる、子供達がいます。しかし、母には知らされず、母の人生で、一番悲しいことだったと思います。



平成23年(ワ)第35号

原告 石川 博
被告 株式会社栃木銀行外5名

2011(平成23)年8月30日

〒320-0043 栃木県宇都宮市桜5丁目7番10号中村ビル2階

(送達場所)

電話 028(637)2225

ファクシミリ 028(637)2386

被告株式会社栃木銀行代理人弁護士 渋谷 孝夫

宇都宮地方裁判所大田原支部御中

答 弁 書

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求のうち被告株式会社栃木銀行に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

という判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 第1項。訴外石川絹枝が平成22年4月15日午前3時31分に死亡したことは認める。ただし、被告栃木銀行が「訴外石川絹枝が平成22年4月15日午前3時31分に死亡した」という事実を知ったのは、後述のとおり、同年6月8日である。その余は不知。

- 2 第2項。不知。

した旨の登録を行った(乙-3)。

- 5 ところで、本件定期積金解約に際しては、訴外石川孝子が被告栃木銀行所定の払戻請求書に必要事項を記載し、予め被告栃木銀行に届け出ている訴外石川絹枝の印を押捺して、訴外石川絹枝名義の本件定期積金通帳とともに被告栃木銀行に提出して行われた。そして、被告栃木銀行大田原支店では、払戻請求書に押捺されていた印影と届け出られていた印鑑について相当の注意をもって照合し、両者に相違がないことを確認して払い戻しに応じた(乙-1、第9項)。ちなみに、被告栃木銀行の内部の事務取扱規程では取引先の家族等に対する払戻しについては預金通帳、証書と届出印章を持参した者は、本人とみなして取扱い、使いの者に面識がなくかつ対応に不審の点がある場合は、取引先本人に電話等で確認のうえ取扱うことになっている。そして、本件にあっては、前記のとおり、預金通帳その他届出印章を持参して払戻を受けた者は訴外石川孝子で、同人は訴外石川絹枝の長男の妻というように訴外石川絹枝の家族であった。そこで被告栃木銀行は訴外石川孝子を本人、つまり訴外石川絹枝とみなして取り扱った。なお、被告栃木銀行大田原支店は訴外石川孝子とは面識があった。
- 6 また、ATMによる本件普通預金から223,424円の払い戻しは、訴外石川孝子によって、訴外石川絹枝に対して交付したカードと暗証番号の入力により行われた、つまり、入力された暗証と届出の暗証とが一致することが確認されたうで行われたもので、またATMそれ自体も当時正常に作動していた(乙-2、第10項)。
- 7 以上のとおり、本件定期積金及び本件普通預金からの払戻手続きは適切に行われていた。また、本件払戻が行われた平成22年4月15日の時点で、既に訴外石川絹枝が死亡していたかどうか、当然のことながら被告栃木銀行としては知る由もなく、またそうした点について被告栃木銀行に責められるべき事情はない。
- 8 このように、被告栃木銀行には本件払戻に関しては落ち度らしい落ち度はなく、訴外石川孝子に対する平成22年4月15日及び同月30日の払い戻しは、債

- 3 第3項 (4頁)。本文は不知。(1)「定期預金」とある部分以外は認める。
(2)認める。(3)被告栃木銀行の説明部分は認め、その余は争う。
- 4 第3 (5頁) ないし6及び8項。不知。
- 5 第7項。争う。

第4 請求の原因 (追加) について

特に認否の必要はないと考える。

第5 被告の主張。

開設上の対立点
本件確認が必須条件(2008.3.1施行)
加算収益移転禁止法

- 1 訴外石川絹枝は、昭和52年8月18日に今回問題となっている本件普通預金 (口座番号1926031)を被告栃木銀行大田原支店に開設した。その後、平成21年12月22日、やはり今回問題となっている訴外石川絹枝名義の本件定期積金(口座番号1926032)が被告栃木銀行大田原支店に開設された。ただし、本件定期積金開設の手続は、訴外石川絹枝の長男である被告石川皖一の妻訴外石川孝子が大田原支店に来店して行ったものである。
- 2 平成22年4月15日、訴外石川孝子が被告栃木銀行大田原支店野崎出張所を訪れ、ATMを利用して本件普通預金から223,424円の払戻を受け、さらに同所窓口で本件定期積金を解約して250,000円の払戻を受けた。また、平成22年4月30日、訴外石川孝子が野崎出張所を訪れて、ATMを利用して本件普通預金から34,485円の払戻を受けた。
- 3 なお、訴外石川孝子は自身が被告栃木銀行大田原支店の顧客でしばしば同支店を訪れて利用している。同時に同支店では訴外石川孝子について、同人が訴外石川絹枝の長男の妻であることも知悉していた。
- 4 平成22年6月8日、原告が被告栃木銀行黒磯支店を訪れ、訴外石川絹枝の取引履歴の開示を求めた。その際、被告栃木銀行は原告から訴外石川絹枝が平成22年4月15日に死亡した事実を告げられた。ここに被告栃木銀行は訴外石川絹枝の死亡を初めて知るにいたり、同日午前11時7分、石川絹枝について死亡

占有とは
持っている者 一権人でもよ

権の準占有者への弁済として有効と認められるべきであって、原告の被告栃木銀行に対する請求は理由がない。なお、改めて述べるまでもなく、そもそも、原告は本件定期積金及び普通預金については、訴外石川絹枝の相続人としては、遺産分割が適法に行われているのであれば別であるが、そうでない限り法定相続分と思われる1/4の持分〔訴状「第二、請求の原因、第2項」(4頁)〕を有するに過ぎない。そうした事情を無視した本訴請求それ自体失当と言うべきである。